

令和4年第1回定例会会議録（第4号）

令和4年3月14日

○出席議員（23名）

1番	榊田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	末田信也君
企画戦略部長	安部政信君	観光・産業部長	松川幸路君
公営事業部長	上田亨君	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君
いきいき健幸部長	内田剛君	建設部長	松屋益治郎君
市長公室長 兼自治連携課長	山内弘美君	防災局長 兼観光・産業部参事	白石修三君
消防長	須崎良一君	教育部長	柏木正義君
上下水道局次長	山内佳久君	財政課長	矢野義知君
総務課長	牧宏爾君	職員課長	河野伸久君
政策企画課長	行部さと子君	産業政策課長	竹元徹君

産業政策課参事	姫野淳子君	高齢者福祉課長	入田純子君
障害福祉課長	大久保智君	介護保険課長	阿南剛君
都市計画課参事	渡邊克己君	公園緑地課長	橋本和久君
教育政策課長	奥茂夫君	学校教育課長	北村俊雄君

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	議事総務課長	佐保博士
補佐兼議事係長	藤内洋一	総務係長	市原祐一
主査	浜崎憲幸	主査	河野あや
主査	松尾麻里	主任	佐藤雅俊
速記者	桐生正子		

○議事日程表（第4号）

令和4年3月14日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

- 議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。
日程第1により、一般質問を行います。
通告の順序により発言を許可いたします。
- 22番（山本一成君） 長いこと議員をやっていますが、一般質問のトップバッターというのは初めてであります。ちょっと緊張しております。朝一番ですから、爽やかにと思ったのですが、もうその年でもありませんので、淡々と質問をさせていただきます。
それでは、まず1番、市職員の研修制度についてお伺いします。
まず、この目的は何なのか教えてください。
- 職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。
職員研修の目的は、行政運営に関わる職員個々の資質の向上を図ることで、行政の効率的かつ安定した運営を保障することを目的としております。
- 22番（山本一成君） 現在、派遣研修として外部機関へ職員を派遣しているが、派遣先と人数を教えてください。
- 職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。
令和3年度においては、公益財団法人大分県建設技術センターに1名、内閣府内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局に1名、一般社団法人全国空き家バンク推進機構に1名、公益社団法人ツーリズムおおいたの1名の、計4名となっております。
なお、一般社団法人全国空き家バンク推進機構につきましては、令和3年12月末をもって派遣を終了しております。
- 22番（山本一成君） 今、もう終わっていると言いましたが、一般社団法人全国空き家バンク推進機構に職員を派遣した目的は何ですか。
- 職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。
派遣先の団体の業務遂行手法を体験させ、それを公務に還元することを目的としております。具体的には、全国的な共通課題である空き家・空き地問題の解決と地方創生でございます。
- 22番（山本一成君） この研修の期間及び経費は、どのようになっておりますか。
- 職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。
当初3年間を予定しておりましたが、地方創生や公民連携を推進する必要性を鑑み、1年間の延長をしております。
- 22番（山本一成君） この1年、3年でも長いなと思うのですけれども、さらに1年延長して、これは別府市の要求ですか、それとも相手側の要望ですか。
- 職員課長（河野伸久君） 繰り返しとなりますが、地方創生や公民連携を推進する必要性を鑑み、市の判断において派遣を延長した次第でございます。
- 22番（山本一成君） この社団法人に職員を派遣した。当時、私は質問したのですよ。上部団体とか県庁とか国とかいうのなら派遣もあり得るけれども、一般社団法人に職員を派遣するのはどうかなというふうに質問をしました。ただ、法的には問題ないということで言われたのですが、この派遣は、相手側から特命された、相手側からの指名でこの職員を派遣したというふうに聞いているのですが、どうなのですか。
- 職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。
職員の派遣につきましては、人材の育成が目的でございます。職務上の地位や従事する業務内容を考慮し、市の判断において派遣する職員を決定しております。
- 22番（山本一成君） 市の判断というのなら、それでいいでしょうけれども、では、この派遣、4年間の中でこの人の研修実績というか、その検証等はどうなっていますか。

○職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

一般社団法人の事業を通じまして、空き家・空き地問題の解決及び地方創生の課題解決に取り組んでおります。具体的には、公民連携による空き家・空き地の実地調査及びび活用調査、その他専門家を含めましたワークショップの開催、別府市の広報・PR活動などの実施をしております。加えて、国土交通省や内閣府等の国及び他の自治体との関係構築が図られたものと考えております。

検証につきましては、定期的な報告を受けるとともに、提出された報告書により行っております。

○22番（山本一成君） 定期的な報告と。あったというふうに聞いていますが、担当の職員と4年間一回も会ったことがないと、こういうふうな話も聞いております。今、課長が、報告書があったというのなら、それはそれでいいでしょう。

私は、去年の決算委員会のときに、この研修が少し長過ぎるのではないかと、どうなっているのだろうかという質問をしました。当時、多分総務部長だったと思いますが、「来年は帰らせます」と、こういう返事でした。その後、どうなっているのですか。

○総務部長（末田信也君） お答えをいたします。

現在、派遣された職員につきましては、別府市を退職いたしまして、内閣府デジタル庁に採用されております。現在に至るまで、この職員の派遣につきましては、一定の行政効果がありました。市の公務に還元されているものと判断をしております。

今回、その職員が築いたほかの団体等との関係構築等を含めまして、今後の別府市行政においても有効的であり、利益につながるということで、職員の退職を認めたものでございます。

○22番（山本一成君） 退職を認めるに当たって、そう言わなければしょうがないのですよ。しかし、こんなばかな話はありませんよ。4年間別府の公費で、別府市の公費で研修を重ねて自分のスキルか何か上げて、今、「別府に帰ってこい」と言ったら、「いえ、別府に帰りません。はい、さようなら」。あまりにも別府をばかにしているというか、軽く見ているのではないですかね。言うならば、別府を踏み台にして自分が上に上がっただけでしょう。今どきこういう人がおるのかなとあきれっていますが、財団の代表も代表、本人も本人。こんな筋の通らない理不尽な話はない。別府市としても、これは毅然として対応すべきだと思います。市長、何か感想はありませんか。

○市長（長野恭紘君） では、私からもお答えをさせていただきたいと思います。

大変御心配をおかけしたのかなというふうに思っておりますが、当然在籍期間中にしましては、先ほど総務部長からも答弁がありましたように、大学との連携でありますとか、先進技術を使った空き家の特定の仕方とか、そういった今研究しているところもありますけれども、そういったことに対しては非常に大きなフィードバックをしていただいたというふうに思います。

本来であればその知見を持って本庁のほうに帰ってきて活躍をするということになるのかもしれませんが、東京のほうで一般社団法人の中で様々な、デジタル庁をはじめ様々な皆さん方との関係構築をして、今後、デジタル庁の中で頑張っていきたいと本人の希望もあったやに聞いております。

私どもとしては、今後、デジタル活用というのは、国においても自治体においても一番のこれはやっていかなければいけないことでもありますので、デジタル庁に行ったことによって私どものこれから先、「デジタルファースト」というものを掲げておりますので、しっかりデジタルファースト、これからの先進技術の導入等々による一番早い段階での情報をこちらに、まあ、どこまで期待できるのか分かりませんが、できるだけ早い段階でフレッシュなというか、最新の情報を入れていただいて、我々のデジタルファーストに取り組ん

でいく一つの大きな推進力にさせていただきたいというふうに思っているところでございます。御理解をいただきたいと思えます。

- 22番（山本一成君） 人事の責任者は市長ですから、市長が認めたのなら、もうしようがないですが、市長ね、これは誰が考えてもおかしな話ですよ。一生懸命4年間公費何千万か使って研修にやったと、挙げ句の果てには、「もう別府市さん、さよなら」と。これは、やっぱり今からの研修制度、職員研修、職員の育成に悪い影響を与えなければいいなど、このように思っています。市長が怒っていないなら、私が怒ってもしょうがないですからね。僕は、随分市長も丸くなったなという気がしますがけれども、これは大変失礼な言い方もしれません。

ただね、市長、やっぱりこれからあることだ。やっぱり別府市としては別府市の立場がありますから、毅然として対応させていただきたいと、このように要望しておきます。

では、次の質問に行きます。次に、上人ヶ浜公園の整備計画について。

その進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。上人ヶ浜公園の整備計画の今までの経緯と現在の進捗状況、今後の計画について説明をしてください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

上人ヶ浜公園の整備計画でございますが、平成29年度に別府海浜砂湯拡張事業を目的としたサウンディング調査を実施し、具体的な整備手法や事業運営等について提案を求めています。その結果、公園の北側エリア、別府海浜砂湯を含む部分でございますが、公園再整備や施設改修を計画・検討することとなり、事業を進める予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の状況やその他の事業との検討も含めて事業進捗を見合わせていました。

本年度、これまでの整備条件を整理し、再度サウンディング調査の実施と委員の選定を行い、上人ヶ浜公園整備運営事業として公募設置管理制度、パークPFI事業という手法にて整備を行います。現在、事業公募を経て、今後、審査、現地調査、そしてプレゼンテーションにより選定を行い、事業を進めていきます。

- 22番（山本一成君） 公園公募設置型管理制度ですか、PFIですか。最近よく聞きますが、この事業はちょっとよく分からないから、説明してくれませんか、分かりやすく。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

この制度は、平成29年度の都市公園法の改正により創設された、公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路や広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備の改修を一体的に行うものを公募により選定する公募設置管理制度のことでございます。収益を上げる施設の範囲の面積について使用料を頂くこととなっております。都市公園における新たな整備・管理手法として「パークPFI事業」と称されております。

- 22番（山本一成君） まだ半分しかよく分からないのですが、この制度が最近使われますが、この制度のメリットについて説明してください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

パークPFI事業によるメリットとしましては、民間資金を活用することで公園整備や整備後の維持管理に係る財政負担の軽減、上人ヶ浜公園では、公園緑地課による整備負担は今後ない予定となっております。また、民間事業者による施設整備により利用者へのサービスの向上が期待されます。これは、飲食店や売店等の整備の充実、今回の公募指針ではアルコール飲料の提供も可能となっております。

- 22番（山本一成君） この公募設置管理制度の認定期間というのは何年になりますか。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

計画の認定期間は20年となっております。

- 22 番（山本一成君） 今回の公募で別府市がどのぐらいの使用料の算定をしているのか、分かれば教えてください。
- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。
公園の使用料につきましては、公募により提案された内容で条例以上の金額にて納めていただきます。選定では、この金額だけで評価するのではなく、利用者の利便性の向上など、提案内容全般について評価し選定いたしますので、使用料について具体的な見込みというのは設定しておりませんが、認定期間である 20 年間、別府市や公園利用者にとって有益な施設であるということを見込んで選定する予定となっております。
- 22 番（山本一成君） この公園整備に当たりまして、もう既に幾らか、例えば泉源の再掘削というのかね、調査をやっていますね。それにどのぐらいの費用がかかっていますか。
- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。
3本の泉源再掘削の費用でございますが、事業費合わせて約 3,500 万円となっております。
- 22 番（山本一成君） それで、砂湯を広げるだけの掘削量が出たというふうに判断しているのですか。
- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。
その調査結果により湯量が確定いたしましたので、その湯量により提案をしていただくということになります。
- 22 番（山本一成君） はい、分かりました。
先般、春木川公園、春木苗圃ですかね、先般、応募が決まって業者が決まりましたがね。その公募の基本方針は、春木川とどう違うのか。
- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。
春木川公園につきましては、新たな価値の創造や社会的課題の解決が基本方針でございました。上人ヶ浜公園は、砂湯の充実を図るとともに、新たな価値を付加するための施設整備を行い、公園全体の利用者の増加、滞在時間の延長を図り、にぎわいの創出を目指しています。
- 22 番（山本一成君） 分かりました。では、基本的に違いがあるということですが、この上人ヶ浜公園は、事業者を選定するのはどのような評価項目が決まっているのか教えてください。
- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。
公募希望者のプレゼンテーションを選定委員により審査いたします。選定委員につきましては、公園、温泉、産業、財務、行政の専門分野 5 人により構成されていまして、審査項目につきましては、実施方針、実施体制、整備計画、管理運営計画、事業計画、価格審査の、主に 6 項目について評価し選定いたします。
- 22 番（山本一成君） 選定委員会が評価して決めるということですか。今まで公園でもありましたし、いわゆるグランピングでもありました。あと、我々に分かりやすい説明ができるような評価方式をやっていただきたい。あと、何かね、理解できないような選定基準にならないようにしていただきたいというのが要望です。
それと、この公募の指針の中で駐車場というのはどんなふう考えていますか。
- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。
公募の指針の中では、駐車場の整備は必須条項として記載されております。
- 22 番（山本一成君） この駐車場についても、お願いがあります。この公園は、別府市で唯一指定管理が残った公園です。多くの方が土日を含めて、散歩を含めて憩いの場となっています。その人たちの利便性を考えて駐車場整備と、それから、当然いずれにせよ収益があるのでしょうけれども、この公園の駐車場については多くの方が自由に来れるように

無料開放をするように、ぜひ公募条件の中に入れていただきたい、このように思っています。どちらにしても、もうサウンディング調査が終わってしばらくたっています。美術館もなでしこ会館も解体されました。多くの市民の方が早くできればいいなという期待を持っていますので、担当課として最善を尽くして、できるだけ早く多くの人が集まりやすい施設を造っていただけるようお願いをいたしておきます。

最後の質問になります。空き家バンクと移住政策についてという形で質問をさせていただきます。

別府市の空き家バンクの現状と実績、また、空き家バンクを利用した移住者の数はどの程度か教えてください。

○産業政策課参事（姫野淳子君） お答えいたします。

空き家バンク制度は、平成27年度から開始しておりますが、先月末時点で、これまで空き家バンクに登録した物件の総数は158件です。そのうち成約まで至った物件は101件でございます。また、令和3年度につきましては、先月末時点での登録数は29件、そのうち成約件数は22件となっております。

空き家バンク制度の利用者につきましては、これまで成約された方も含め約800の方に登録いただいております。また、別府市で把握している移住者数になりますが、令和3年度は3月7日現在で39世帯、56人が移住されました。そのうち空き家バンクを利用した移住は9世帯、12人となっております。

○22番（山本一成君） 空き家バンクが、登録物件が158件で、そのうち成約まで行ったのが101件、非常に高い確率だと思っています。担当課のたゆまない努力というのですか、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、この空き家バンクを利用した移住者も多いですから、今後、空き家バンクへの登録を利用促進する取組も続けていただきたいと思いますが、現在どのような取組をしておりますか。

○産業政策課参事（姫野淳子君） お答えいたします。

別府市の公式ホームページや大分県の移住情報サイト、移住情報誌への掲載、また、コロナ禍でもありますので、オンラインの参加が主になりますが、東京、大阪、福岡での移住相談会に、本年度は2月末までに合計10回参加をし、空き家バンクやお試し移住施設の紹介など、移住を希望する方への周知を図っているところでございます。

また、移住を検討されている方の中には就農を希望されている方もいらっしゃいますので、農業委員会や関係課と連携し、農地付きの空き家を空き家バンクに登録する制度を4月から導入する予定になっております。この制度により空き家バンクへの登録及び空き家の利活用を推進し、今後も移住定住の促進を図ってまいりたいと思っております。

○22番（山本一成君） 分かりました。空き家バンクについては、これからも推進をしていただきたいと思います。

ただ、今、別府のまちの中を歩いていると、まちの中というか、郊外もそうですが、やたら空き地が目立つんですね。その分老朽家屋が減りました。やたらあっち行っても空き地、こっち行っても空き地、空き地だらけになってしまうのではないかなと、そのぐらい空き地が多いですが、この空き地に対して別府市としては何らかの方策を持っていますか。

○都市計画課参事（渡邊克己君） お答えいたします。

現在、宅地建物取引業協会別府支部とも連携を結び、土地建物の処分に関する相談や情報の共有などを行うとともに、宅地建物取引士、建築士、土地家屋調査士、行政書士などの専門家の方にお集まりいただきまして、空き家相談会を適宜開催し、土地建物の状況に応じた適切なアドバイスや提案を行っているようなところでございます。

○22番（山本一成君） では、それなりの空き地対策を行うということですが、実際に空き

家解体、空き地の利用、利活用というか、空き地の利活用にかかった物件等ありますか。

○都市計画課参事（渡邊克己君） お答えをいたします。

今年度、御相談いただいた案件で空き家の解体、跡地の有効活用が行われた物件は4件、現在、解体・活用に対して対応を進めている物件が2件ほどございます。

○22番（山本一成君） 大変前向きな対応をしていただいていることは、ありがたいと思っています。今後も小さな空き地が利用価値がなくても、空き地が固まればそれなりの利用価値も増える。企業とは言いませんけれども、零細業者がそこなら店を開けるかなという、土地がまとまればですよ、そういった方向も考えて空き地対策も十分やっていただきたい。このように要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○16番（市原隆生君） あらかじめ議長にお願いをしておりました3番目の項目につきましては、聞き取りの段階で了解いたしましたので、取下げということを見せていただいております。したがって、1番と2番について質問をさせていただきます。

先ほどから外の音が少し気になっておりますけれども、この議場でこういった外の音が聞こえてくる、窓を開けているからでありますけれども、まさに教育現場もこのような状況だというふうにお聞きをしております。窓を開けて、エアコンが入っているにもかかわらず窓を開けながら授業を進めているというようでもありますけれども、1番目、教育現場の感染防止対策ということについてまずお尋ねしていきたいというふうに思います。

今、10代未満、また10代の感染者がすごく急増、急増と言えないです、もう大分前から増加しております。学校などでの感染防止対策をどう強化しているかということについてお尋ねをしたいのですけれども、今、ずっと毎日この数を頂いております、昨日、13日日曜日が県内、これは別府市の数字というのは、特に分けてないのですけれども、226人に対して83人、これが10代未満の子どもと、10歳未満と、それから10代ですね、この合計が83人、36.7%ということでもあります。大体この36%前後、多いときには40%を超えているときもあるのですけれども、この1週間を見ましても、大体36%を下回ることはないというような感じで子どもの感染が広がっているということがあつてあります。当然学校の中で感染防止対策というのは、非常に要求されているところだと思っております。最初、どう強化しているのかについてお尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、全国的に若年層の感染が拡大していることから、市立幼稚園・小中学校においては、ガイドラインに基づいて徹底した感染対策を継続しているところでございます。具体的には、登校・登園前に各家庭で健康観察を行い、風邪症状が見られる場合には登校・登園を控えるようお願いするとともに、校内においてはマスク着用、換気、給食時の黙食など、基本的な感染症対策を徹底しています。その上で感染が拡大している状況では、対面形式でのグループワークや身体の接触を伴う活動など、リスクが高い学習活動の実施については慎重に検討するよう指導しているところでございます。

○16番（市原隆生君） 先ほども申し上げたように、窓を開けたりということで対応しているということでありました。学校の周囲の環境というのは、このように騒音がするということなどはないかと思っておりますけれども、やはり外気温に左右されるということなどは出てくるかというふうに思います。

そこで、最近大きな店、また人がちょっと集まりそうなところというのに機械を置いて「空間除菌中」というような札を立てて、来店者に対して非常に安心感を与えているという店も見受けられます。やはりウイルスというのは本当に目に見えないので、こういった対策をしてやったのが効果が出ているのかというのは、その場ではちょっと分からないところがあります。もちろん換気をしながらやっているということで非常に効果が上がっているのかもしれないけれども、実際に、でも数字として表れているところというのは、非常

に高い数字がずっと続いているという状況であります。ですから、どこもやっていると思います、換気をしながら授業を進めているというのはやっていると思うのですが、やはり結果として出ないのかなという気もしているところであります、この高い数字を見ますと。

そこで、やはりもう一步進めたこの対策というのが必要になってくるのではないかと思いますけれども、この集団感染対策として有効な手段としてウイルス除去装置の導入なども考えられるのではないかと思いますので、以前もこういった話はさせていただきました。現時点での答弁を求めたいと思います。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

各教室では、エアコンを入れたまま 30 分に 1 回以上、2 方向の窓を開けて換気を行い、感染症対策を行っております。加えて、サーキュレーターの使用など様々な感染予防対策に努めているところであります。コロナ対策として、ウイルス除去装置として様々な製品が出されておりますが、未知なウイルスに対する対策を今後とも調査研究を行いながら感染予防に努めてまいりたいというふうに考えております。

○16 番（市原隆生君） これ、本当に前にもこの質問を取り上げさせていただいて、いろいろ検討していただいたということもお聞きしました。当然その機械を導入ということでありまして、費用がかかるわけでありまして。いろんなこの調査研究していただいて、一番いい形で進めたいなというふうに思っておりますけれども、やはりやった分だけこの数字というのが後で出てくる。ウイルスですから、先ほどずっと申し上げておりますとおり、ウイルス自体目に見えませんが、本当に機械を入れてウイルスがやっつけられているのかというのは、全く見えないわけでありまして、実際に感染されている数字というのが現れてきているということでありまして。

一方で、この数字については、やはり検査の数がどんどん増えているので、それに伴ってこの検査自体でコロナウイルスだけに反応するというだけでもないようで、ほかの因子も拾ってきて、陽性という判断をしてしまうケースもあるのだということも何かお聞きをしたことのあるのですが、やはりこの数字については、そんなに遠くないのだろうというふうにも思います。そういったことでこの高い数値がずっと続いているわけでありまして、やはり子どもたちが、また保護者の皆さんが、また学校に関わる全ての方が安心していただけるような対策を一日も早く取っていただきたいなというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

そこに関連しまして、このコロナ感染が続いている中で、障がい児の通所サービスの事業所の感染防止対策についてはどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えいたします。

厚生労働省より都道府県を通じて各事業所宛てに感染防止対策に関する通知が出されております。具体的な内容及びそれに伴う運営については、各事業所の判断で実施されております。

○16 番（市原隆生君） そこで、学校ですね。別府市ではあまり聞かないのですが、大分のほうでは人数が多いですから、学校が全体休校になったとか、クラスが今学級閉鎖になっているというようなことも、ちょくちょく起こっているということもお聞きしました。これは大分市だけではなくて、どこでも起こりうる今状況にあるのだというふうに思っておりますけれども、学校の休校ですね、休校したり、その解除なんかによってこういった放課後の施設について、この事業所のスタッフのシフトにも、シフトを合わせてこういった日替わりで状況が変わってくる、そういった中で合わせていくのが非常に難しくなっているというふうに思われるわけでありまして、どのように考えられているのか。また、児童が在宅の場合にどのような支援ができるのか。その点についてお尋ねしたいと思います。

います。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えいたします。

厚生労働省より、コロナ禍における通所ができない場合の代替的な支援についてガイドラインが示されており、本市でも説明会を全事業所に対して行い、通知いたしております。

ガイドラインによりますと、保護者等の理解を得た上で事業所による居宅訪問、電話等の音声通話、スカイプ、その他リモート通話のアプリ等を利用し、自宅での問題発生有無の確認や児童の健康管理、ふだんの通所ではできない保護者や児童との個別のやり取りや通所再開をスムーズに行うためのサポート等を実施することで、通常に通所に代わってできる限りの支援を行ったと認められれば、サービスの報酬として算定が可能となっております。

○16番（市原隆生君） 子どもに関わることで、そこを支える保護者、また学校関係者等の事情というのものもあるわけであります。その中で、保護者側の事情によってリアルタイムでの通話なんかが困難な場合、電話での対応が可能だというふうに今答弁をいただきましたけれども、そういった通話等の対応が困難な場合、メールとかLINEなんかで連絡をして、それが代替的な支援と認められるのかどうか。こういったケースというのは、最近よく考えられるのではないかというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えいたします。

同じ内容を一齐送信するだけ、あるいはメール等送信後に保護者等から応答がなく、状況把握を行わないままの場合は、報酬の対象とはならないこととされております。

○16番（市原隆生君） このコロナも3年目に突入しておりますけれども、この感染が広がり始めた当初に比べますと、いろんな対応ができる、また、こういった対応をしていけばということで、いろんな経験値もできてきているかと思うのですけれども、やはりこれまでにないことが続いているわけであります。

その中で特に学校現場、子どもを中心としたところでありますので、様々なこの、大人だけの事情で乗り切れるところではないというふうに思っておりますし、いろんな子どもを中心にした対応というのが求められているところだと思います。非常にそういった面で、学校なんかについては決まった職員の方が常に対応していただけるということでありますけれども、その後の放課後に関わる施設につきましては、いろんな対応、変化に対応することを迫られているところがあります。これは非常に運営的にも難しいというふうに思いますし、この今広がっているときを乗り切っていくということが非常に困難だという声も聞いておりますけれども、こういった施設が続けていけなくなる、そういった事態に陥らないようにしっかり支援をしていただきたいということをお願いして、この項目を終わりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

続きまして、障がい児を持つ家庭の支援ということでお尋ねをします。

これはちょっと相談を受けた内容からなのですが、支援学校を卒業して、現在障がい者施設に通所している方がいるのですけれども、その子どもさんが就労している間は施設にいるわけでありまして、終了して家に帰ってくるとなかなか目が離せない、こういった障がいをお持ちの方なのであります。

そこで、親とか家族の方が縛られることになります。ここは、独り親家庭だと家から出られなくなる、家族の方が家から出られなくなってしまうと。その家族の方には仕事があるのに、ちゃんと仕事があるのに、行けない状況になってしまう。仕事に行けばそれなりの収入になるわけでありまして、やはり子どもさんに目が離せなくなって外出ができない。そこから収入が抑えられてしまう。使用されている職場に行ける環境づくりということを求めておられるわけでありまして、このことに対しての支援策というものがないも

のかということを知りました。

そういった中で、仕事に行けばちゃんとできるのだけれども、障がいを持つ子どもさんの面倒を見ないといけないということで縛られてしまう。仕事に行けなくなってしまいます。ここに対する支援というものが何かできないか。その点はいかがでしょうか。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えいたします。

障害福祉サービスで言いますと、支援の対象となる子の障がいに応じて必要となる支援が変わってまいります。まずは相談支援事業所に相談することで対象となる方に合った支援について、相談支援専門員と協力しながら探すことも解決の第一歩となります。

○16番（市原隆生君） いろいろなケースが考えられると思いますけれども、職場に行けるそういった支援というのをいい形でぜひできればというふうに思っておりますけれども、あと、こういった障がい児の方を持つ親にとって、二十歳の誕生日が来てから年金を受け取ることができるということでありました。手続をして受け取るまでにかかりの月日がかかるということでありました。これから誕生日を迎えるという方が、既に成人をされた障がいのある子どもさんを持つ親の方から、どうやって乗り切るのかというような相談を、今、どんどんそういった声が出始めて、している状況だというふうにお聞きをしました。

実際に今どのような形でこの手続が進んでいって、どうしたら早く受け取れるのか。早く受け取れるのかというか、どこにこの問題点があるのか。そこを分かればお尋ねしたいと思います。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えいたします。

年金機構による障害年金認定に伴う手続に係る調書等が、その都度必要になる場合があるため、期間がかかると伺っております。

○16番（市原隆生君） 書類がきちっと書き込まれて通っていけば、その年金が下りる状況が整うという理解でいいのでしょうか。

○障害福祉課長（大久保 智君） その調書につきましても、その都度確認する内容があるということを経営者から聞いておりますので、その期間がかかるのではないかと考えております。

○16番（市原隆生君） あと1点。何もなかった場合、書類が通るという状況の中で、最短でどのぐらいでその年金が手元に届くようになるのか。その点分かれば、お尋ねしたいと思います。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えいたします。

期間について、詳しいことは把握しておりません。

○16番（市原隆生君） 分かりました。実際に障がい児を持つ親の方は、そこで非常に悩んでいるということでありまして、そういった施設の中でこういった二十歳を目前にした、また超えた方たちの間で、この支給が大分わかるよねという話で持ち切りだというふうにお聞きをしました。一日も早くこれが、申請がスムーズにいったら、そして支給が早くなるような形が早く整えられるように願うばかりでありますけれども、これは課長のほうに申し上げてもちょっと違うのかなと思いますので、私の感想でありますけれども、やはり今までの質問を受けまして、「やはり雇用が最大の福祉である」と言った人がありますけれども、福祉の支援の給付金などを求めているわけではないのですね。障がい児がいるからといっていろんな支援をしてもらいたい、給付をしてもらいたいというようなことではなくて、そういったちゃんと仕事ができる、そういった仕事に行ける環境をつくってほしいというような要望をされているのであります。やはり働きに行けばそれだけの収入があるし、そういった職も身につけられているというような方が、縛られて仕事に行けないというような状況は、本当にその辺の支援というのが必要なのではないかなというふうに思っております。

こういった環境を整備していただくということも本当に給付だけではない最大の障がい者、障がい児を持つ家庭の支援になるというふうに思っておりますので、ぜひその点のことも含めて改善をしていただけたらいいと思います。早く時間でありませぬけれども、私の質問を終わります。ありがとうございました。

(議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く)

○11番(穴井宏二君)では、一般質問を行ってまいります。通告の順序に従って行ってまいりますけれども、1番の介護保険サービス、また2番の医療と介護の連携につきまして、一括して質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、我が国においては、高齢化の進行によりまして団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年、2025年には、後期高齢者の方が2,000万人を突破すると言われております。別府市におきましても、2025年に後期高齢者が2万4,000人を超え、総人口に占める後期高齢化率は21%を超えると予測をされているところであります。また、後期高齢者の増加に伴いまして、要介護者の方や認知症高齢者の方も増加傾向になると言われているところであります。

私どもも、地域を回る中で介護に関する御相談、特に介護認定を受けるにはどうしたらいいか、また、介護施設の入居に対する相談も多々受けることがございます。特によく聞かれるのが、今申し上げましたように施設の入居、足が悪くなった、腰が悪くなった、また、家の中で動くのが大変になった、そういうふうな話を聞きまして、介護施設に入るには、また認定を受けるにはどうしたらいいのだろうかというふうなお声を聞きます。

そこで、まず最初に介護保険サービスを受けるには、まず介護認定を受ける必要がございますけれども、この介護認定の申請についての手続を改めてお聞きしたいと思います。また、別府市における認定者数また認定率、これは現在どのような傾向になっているのかお聞きしたいと思います。

○介護保険課長(阿南 剛君)お答えいたします。

介護サービスが必要となった場合に、どれくらいの介護状態なのか把握するため、介護認定申請を介護保険課にさせていただく必要がございます。御本人あるいは御家族が申請されても結構ですが、比較のお元気な要支援レベルと思われる場合は、お住まいの圏域の地域包括支援センターに、要介護レベルと思われる場合は、市内いずれかの居宅介護支援事業所に申請の代行をお願いすることもできます。判断に迷われる場合は、どちらに相談いただいても結構でございます。

次に、認定者数と認定率でございますが、令和2年度末の認定者数は、要支援者が1,133人、要介護者が5,711人の合計6,844人、認定率は17.5%と、傾向としては年々上昇傾向でございます。これは、74歳までの前期高齢者数の減少の一方で、75歳以上の後期高齢者の人数が増加していることが要因であると思われまふ。

○11番(穴井宏二君)はい、分かりました。上昇傾向であるということですね。

そこで、どこに相談したらいいか分からないという話があります。そこで、やっぱり「包括支援センター」という名前、非常にいいと思うのですが、なかなか一般の市民の方にはすぐにはぴんとこない場合があります。

そこで、中津市とか、「高齢者相談センター」とか、またほかの市町村によっては愛称をつけたり分かりやすい名前にしているところがあります。また、杵築においては1か所で相談を受けるような、そういうふうな場所も令和2年から設けたりしているようでございますけれども、参考にしていただければと思います。

そこで、別府市の高齢者人口は、令和2年10月現在3万9,307人で、高齢化率は34.1%となっております。そのうち後期高齢者の方は2万1,401人で、高齢者数の54.4%

を占めておりまして、高齢者の方は令和2年に3万9,650人でピーク傾向となっております。令和7年には3万8,844人の予測が出ておりまして、減少傾向ということですね。

別府市においては、国の方針を見据えまして、第8期介護保険事業計画を策定して事業を推進されているところでございますけれども、この第8期計画で進めている主な取組、これはどうなっておりますでしょうか。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

令和3年度から3年間の計画であります第8期介護保険事業計画につきましては、大枠として地域包括ケアシステムの深化・推進、認知症施策の推進、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現の4つの施策を大綱の柱として取り組んでいるところでございます。

○11番（穴井宏二君） 医療・介護の連携ということですね。分かりました。

介護ニーズの高い後期高齢者の方は今後も増加して、令和7年にはピークを迎えるという予測をされております。それによりまして、介護のニーズもピークを迎えるという予想されておりますけれども、同時に現役世代の方も人口減少となりまして、介護を支える人材不足も起こることが予想されております。国としても、地域包括ケアシステムの強化のために介護保険法の一部を改正する法律等が、数年ごとに改正をされておりますけれども、これは可能な限り高齢者の自立を支援して重度化を予防する取組が上げられております。

さらに、今、課長が言われたように医療と介護の連携の推進がうたわれております。この国の施策の大綱の1つとしまして、医療と介護の連携について、別府市はこれまでどのように取り組んでこられて、また、今後どのように進められていくのか、今後の改善点、また課題などあれば、含めて答弁をお願いしたいと思います。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

医療と介護の連携事業は、平成23年度に別府市医師会が国のモデル事業を引き受けたことから始まっておりまして、その後の法改正により別府市が平成28年度より引き継ぎ、今に至っております。

取組内容としましては、国から示された事業手引により具体的な取組項目8項目を基準として取り組んでまいりましたところでございますが、令和2年9月に見直しがあり、第8期計画からは地域の医療・介護の資源の把握は、在宅医療・介護連携の課題の抽出、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、医療・介護関係者の情報共有の支援、在宅医療、介護関係者に関する相談支援、医療・介護関係者の研修等といった項目に関する取組・計画としております。

課題といたしましては、医療側、介護側双方の業務や役割のほか、お互いのできることとできないことへの発信や視点の違いについて、引き続き理解を深めることではないかと思っております。どちらにつきましても、法改正が著しい状態でございますので、常に発信し続け協議を重ね、情報共有に努めることで、よりよい在宅支援を行うものができるものと考えております。

○11番（穴井宏二君） はい、分かりました。

では、医療と介護の連携の中で、病院に入院した後、また病院から施設に移ったり、高齢者施設に移ったり、そういうところの連携について、民生委員さんが不安に思われている意見も聞いたこともございますし、また施設側、病院側への対応、これが非常に困ったという意見もございますので、連携について非常にしっかりやっていくことが大事だと思います。

また、今おっしゃったように、別府市においては要介護の1から5は増えておりますけれども、要支援の1から2は、課長からデータを頂いた分を見ましても減少しているところでございます。この介護認定の現場においては、介護認定を申請したのだけれども、まだいいのだろうということ断られたという話も何人か聞いたことがございますけれども、

そういうふうな方は、一度断られますと、なかなか申請しにくい状況になりますので、そういうふうなフォロー体制とか、含めて医療・介護の連携をしっかりとやっていって、今後ともしっかりとそういう体制を構築していただきたいと思っておりますけれども、最後に答弁をお願いしたいと思います。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

様々な意見で、病院ですとか施設のほうで介護連携というのは、これからも引き続き重要な大切な取組だと思っております。

今、議員がおっしゃいます、だからお断りされているというケースが実際のところあるという声も聞くのですが、ふだんでしたら、基本的にはしっかりと関係機関のほうで介護申請に至るというケースのほうがほとんどだと思っておりますので、ちょっとこの実情につきましても、今後検証して改善を図っていきたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） しっかり、よろしくお願いをいたします。

民生委員さんに聞きますと、包括支援センターの方、またよく対応していただいている、また時々新聞も持ってきていただいているとか、そういうふうな評価の声も多数ございますので、改めて申し上げておきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

では、この項は終わりました、介護用品の購入についてお尋ねをしたいと思います。

別府市において、介護用品の購入費の助成、これの対象者と介護用品の内容、これはどうなっていますでしょうか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

本市では、介護保険法に定められた地域支援事業として家族介護用品給付事業を行っております。要介護4または5の65歳以上の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族を対象に月額1万円を上限として最高年間12万円分の紙おむつや尿取りパッド、清拭剤、ドライシャンプー、使い捨て手袋などを給付しております。

○11番（穴井宏二君） 月額1万円ということで、私も県下の状況を調べてみましたところ、別府市が最高額ではないかなと思っておりますので、この点非常に評価をしていきたいと思っておりますが、要介護4から5が対象者ということでなっております。大分市は、要介護1から5の人を対象にしている。規模が大きいという点もあるかもしれませんが、この介護保険制度は平成12年にスタートしまして、それからこの介護用品購入費助成もスタートしたというふうに認識をしておりますけれども、もうスタートしてから20年ちょっとになっております。この20年の中においては介護の状況も非常に変わってきておまして、今よくニュースで言われます、「老老介護」とか言われております。また、コロナの中で非常に収入が減少している世帯もありまして、高齢者の方は年金生活の方が多数いらっしゃいます。そういうふうな中でおむつとかほかの用品についても、買換えのサイクルが非常に早い。早いのですね、御存じだと思いますけれども。そういう意味で非常にお金もかかる。また、4月からいろんな値上げもありますので、そういうふうな負担を考えますと、しっかり、財源の問題もあるかもしれませんが、これから高齢化も進んでいきますので、目を配っていかには高齢者の方の負担を軽くしていくか、ここが大事になってくると思っております。

そこで、別府市としても、市町村によって対象者の範囲が違いますけれども、同様、同じような制度、これについてはどういうふうにならざるか、今考えておられますか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

大分市では、介護用品の購入を助成しており、要介護4または5の方については、本市と同様に介護保険法に定められた地域支援事業として、また、要介護1から3の方については、介護保険法に基づき条例に定める市町村特別給付として年間4万8,000円を購入費の限度とし、その9割を支給していると聞いております。

○11番（穴井宏二君） 別府市においては、今後の見解はいかがですか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

市町村特別給付は、第1号被保険者の保険料を財源としているため、慎重に精査する必要がありますと考えております。

○11番（穴井宏二君） もう平成12年に介護保険法がスタートしまして、それ以来スタートしていると思いますけれども、しっかり、かなり古く制度がなっておりますので、目配りをして対応をお願いしたいなと心からお願いしたいと思います。

では、この項を終わりました、デマンドタクシーについて簡潔に質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

現在、別府市ではデマンドタクシー、みんなのタクシーを運行しておりますけれども、少しずつ浸透してきているのではないかなと思います。まず、この始められた背景ですね。この取組に至る経緯を、まずおっしゃってください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

取組に至る経緯についてですが、東山地区におきましては、地区内を走る2つの生活バス路線に対して補助金を交付し路線維持を図っておりましたが、人口減少などによりバス利用者の減少や路線維持費の増加が進み、バス路線を地区内の循環線に替えるなど路線の見直し等も図りましたが、幹線への乗換えの不便さなどから利用者の増加につながらず路線の維持が難しくなり、地域住民と交通事業者と協議を行いまして、平成29年10月から現在の形でありますみんなのタクシーを実証運行として導入し、平成31年4月から本格運行を実施しております。

また、大所・小坂地区では、宇佐市安心院から大所・小坂を経由して亀川地区まで運行しておりましたバス路線安心院亀川線の廃止に伴いまして、大所・小坂地区住民の交通手段の確保としまして、みんなのタクシーを令和元年10月から実証運行として導入し、令和3年4月から本格運行を実施しております。

○11番（穴井宏二君） ありがとうございます。資料を頂きましたところ、東山地区におきましては、平成29年度が、延べ利用者が407人、平成30年が1,054人、平成31年が899人、令和2年度が521人、これはコロナの影響で外出を控えたということもあると思いますけれども、また、大所・小坂地区が、令和元年度が61人、令和2年度が94人というふうが増えてきております。非常にやっぱりこれを見る限り需要、ニーズは高いなというふうには個人的には思っておりますけれども、東山地区では実証運行を含めると4年、また大所・小坂地区では2年経過していますけれども、この地元地区の住民の方の御意見、これはお聞きになっておられますか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

導入当初に行いましたアンケートでは、「予約をする煩わしさからバスのほうがよい」、「予約なしで運行できないか」といった御意見や、「行きたいところまで行ってくれない」などの御意見もありましたが、「家の近くまで来ていただけるのはありがたい」、「長く続けてほしい」といった御意見もいただいております。また、「今は利用していないけれども、免許証を返納した後は利用したい」といった、今後もみんなのタクシーの需要が見込める御意見もございます。運行日や運行時間に対する御意見などもあることから、地域住民や交通事業者と協議を行い、改善可能な部分は見直しを図りながら、地区住民の交通手段の確保に努めたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） はい、分かりました。今おっしゃっていただいたように、家の近くまで来ていただけるのはありがたいというふうな意見もあるようです。このドアツードアですね、片仮名でいいますとそうなるのですけれども、自宅前まで、自宅の近くまでお迎えで、これは非常にいい体制だなと思っておりますし、私も他市のデマンドタクシー、視

察に行ったこともございますけれども、これが一番いいやり方ではないかなと思っております。

こういうふうな住民の御意見を踏まえて、今後どのように取り組んでいくのか、これについて答弁をお願いします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

市街地から離れた交通不便地域での移動手段の確保としまして、必要時に運行するデマンドタクシーは、住民ニーズと公費負担の観点から一定程度の効果があると考えております。今後、人口減少や高齢化が進み、住民の移動手段として公共交通が担う役割は大きくなると考えております。第2期総合戦略の中でも、住民の日常生活や観光客の移動手段の確保のため、交通事業者と連携し持続可能なサービスの維持向上を図ることを位置づけており、現在、別府市公共交通活性化協議会で別府市地域公共交通計画を策定中でございます。

今後も、地域住民、交通事業者と協議しながら住民のニーズに合った持続可能な交通手段の確保に取り組みたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） ありがとうございます。地域に行きますと、やはり高齢化がかなり進んできておりまして、公共住宅地の中でも車を手放したりとか、また、近くのバス停まで数百メートルあるのでなかなか大変だというお声をお聞きいたします。やはり現場に入ってみないとなかなか困っていることが分からないということもございますので、さらに現場に入っただいて、またバス会社等とも協議をしっかりと進めていただいてこのデマンドタクシー、いろんな交通手段はあると思いますけれども、さらに協議をして広げていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

（議長交代、議長松川章三君、議長席に着く）

○6番（安部一郎君） 議長、まず資料の配付をお願いしたいと思います。

それと、質問の順番を替えたいと思います。1番の（4）の後に2の項を入れます。担当職員の方、よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

別府市公共施設マネジメントの現状について、移住の政策と人口減少、その対応について伺いいたします。

公共施設マネジメントを行う上で、どのくらいの人口でどのくらいの収入をもって公共施設を維持するのかということがとても重要になろうかと思っております。人口を増やさないとにはまちは豊かにならない。その基本となるものが移住政策と考えます。どのような移住政策をして、実績はどのようになっているのでしょうか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

移住希望者に対しましては、別府市公式ホームページをはじめ移住情報誌や大分県の移住情報サイトとも連動した病院や学校、買物などの利用者が求めます各種施設等を含めた情報提供に取り組むとともに、大分県開催の相談会「おおいた暮らし塾」など東京、大阪、福岡での移住相談会にも参加し、オンライン開催を含めまして今年度は10回の相談会に30名の方々に御参加をいただきました。

また、移住を検討されている方には、別府の生活や魅力を実際に体験・体感していただき、別府を移住先に選んでいただけるように市内の空き家をリノベーションいたしましたおためし移住施設2棟を提供しております。令和3年度は、コロナ禍による影響もある中、前年度と比較し2倍近く利用者が増加しておりまして、2月末で30組、82名の方々に御利用をいただきました。

また、空き家バンク制度には、令和4年2月末現在、累計で158件の登録物件がござい

ますが、うち令和3年度中の登録件数が29件、成約件数は22件となっております、空き家バンク制度を活用され移住された方は9世帯、12人となっております。

なお、令和3年度の移住者数につきましては、移住支援に関します施策やアンケート調査等からの把握数にはなりますが、3月7日現在で39世帯、56人の方々に移住をいただいております。令和2年度と比較しますと、5倍以上の増加となっております。

また、新年度からは空き家バンクの登録物件に農地付き空き家を加えるとともに、これまで多くの移住定住に実績のありますクリエイターやアーティストなどの移住施策も予定をしております。

さらには、10月からは全ての小中学生に係る通院医療費を子ども医療費の助成対象に拡充することも計画をされております。子育て支援策等も含め様々な施策を積極的にPRしながら、移住定住のさらなる促進に努めてまいりたいと考えております。

○6番（安部一郎君） それでは、配付した資料4枚目、3枚目を御覧ください。

平成27年から令和元年、人口の増減表です。大分県から提出していただきました。5年間で10市の中で6位、2021年度統計、最新の統計では8位と年々落ちているようです。増えているところは大分市、日出町、中津市、豊後高田市です。増えているところにはそれなりの理由があるようです。今答弁を聞いて、問題は分かっているようですが、宿泊体験だけでは、その実績だけでは答えが出ていないのではないのでしょうか。肝心なのは中身、政策が大きな要因と思われまます。

配付資料1枚目、2枚目を見てください。有名な市長のいる明石の資料です。

「数字で見る『明石の今』」、この資料の右上に書いていますが、1番、やさしいまちづくり、2番、市民の安心、3番、人口が増える、4番、税金が増える、5番、新たな市民サービス、これが明石の好循環です。人口8年連続増です。その要因は、やさしいまちづくり、子育てに関係する政策が充実しているようです。

明石独自の所得制限なしの5つの無料化を実施しています。その表の左側にありますが、子どもの医療費、中学校の給食無料、保育料無料、遊び場提供、おむつ宅配という取組です。

次のページを御覧ください。コロナ対策には目を見張るものがあります。昨日、大分県庁に行き、各市町村の移住政策の資料をいただきました。大分県でも伸びているところには、まさに優しい政策であったり、子育ての関係の政策が充実しているところがあります。豊後高田は、それが顕著に見られるところがございます。

また、私が視察に行きました飛騨の高山市では、中心部は全てバリアフリー化、外国人のパンフレットは12か国語をそろえ、実に観光客にとっても優しいまちづくりが観光につながり、人口9万人の都市でありながら基金は200億円を超えます。移住政策の一番は政策の中身だと思えます。

松川部長へ再質問いたしますが、答弁の中にありましたが、クリエイターやアーティストの移住政策を予定、さらには、10月から全ての小中学生に係る通院医療を子ども医療費の助成対象に追加することも計画されており、子育て支援策も含め様々な政策を計画しているということですが、ぜひ実施していただきたいということと、今回の予算では調査研究が多いように感じられます。ぜひ、その調査研究で得た資料を政策に整備して実践を行ってほしい。

それと、全ての事業の費用対効果をまた関係各所、皆費用対効果を検証してほしい。ぜひ魅力あるまちづくりをしていただきたいと思うのですが、松川部長、どういう見解でしょうか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えをいたします。

先ほど、22番議員からも移住、また空き家の対策も御質問をいただきました。やはり別府のまちのポテンシャル、それと移住制度を分かりやすく移住したい方にお伝えしたい

と思っておりますし、今、議員から今年度の予算の言及もいただきましたけれども、やはり今年度の予算の一つのポイントが、持続可能性、コロナ後の持続可能性のまちづくりというふうにポイントを置いております。そういったことから調査事業が上がっておりますけれども、いずれにいたしましても、こういったことをキーワードに移住政策に反映していきたいと思っております。

- 6番（安部一郎君） 予算決算で実にいい内容の予算だということは、一応評価しておりますので、ぜひとも実践していただきたいと思っております。

それでは、もう一つ付け加えますと、自治体別の視察の多い一覧という資料があります。「日経ビジネス」が出している内容なのですが、そこにはちょっと載っていません。大分県で一番行政視察が多いのが豊後高田市です。次が大分市、次が中津市です。ぜひここにも載るような政策を打っていただきたいと思っております。

それでは、次にまいります。財政の現状についてお伺いいたします。

予算決算特別委員会で、今後建設が予定されている学校給食調理場、アレルギー対応調理場、新図書館、備蓄倉庫について、公債費を含めた管理運営費が中期的・長期的財政に支障を来すと思われませんが、これらの経費は財政の中期見通しに反映されているのか、また、これらの施設の公債費を含む維持管理費は、今後どのように財政運営していくのか教えてください。

- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

財政運営につきましては、5か年の中期財政見通しを踏まえ行っているところでございますが、現行の計画がある事業につきましては、維持管理費などを含めた見通しを策定しているところでございます。

新たな施設の維持管理費と公債費の合計は、償還が本格化いたします令和11年度に約7億9,000万円と見込まれ、令和4年度では約5億2,000万円となりますので、2億7,000万円増加することが見込まれます。一方で、現行シミュレーションにおきまして地方債全体の償還が、令和11年度では約6億8,000万円減少することから、この負担の増加分を吸収できると見込んでおり、それ以降につきましても、20年間で約29億円減少する見込みであり、負担増を賄っていく計画でございます。

- 6番（安部一郎君） ありがとうございます。安心いたしました。公債費の減で新たな4つの施設の維持管理費を補うことができるとはいえ、今後は厳しい財政運営が予想されます。

別府市の財政状況資料集によりますと、公債費負担の状況は、28年度と令和元年の比較では悪化しており、3か年平均でも悪化となった。依然として良好な支出となっているものの、将来負担を見据えた効率的かつ効果的な事業執行及び事業選択により健全な財政運営に努める。今後は地方債を財源として実施する大型事業の計画が控えている。世代間負担の公平と公債費負担の中期的な標準化などの観点から将来の負担を軽減するよう、財政の健全化を推進すると書いてあります。健全な財政を維持するためにも、公共施設のマネジメントが重要になってくると思っております。公共施設の維持管理費を30年で30%削減するという公共施設マネジメントの基本方針の進捗状況を聞かせてください。

- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

公共施設の維持管理費削減につきましては、施設の延べ床面積削減に比例するものとして、公共施設マネジメント推進に取り組んでいます。別府市公共施設再編計画に基づきます公共施設の適正配置と管理運営の効率化を改革項目としております第4次別府市行政改革推進計画の中で、公共施設延べ床面積5%削減を目標数値としておりまして、平成28年度から令和2年度までの5年間で5.3%の公共施設の延べ床面積を削減している状況でございます。

今後も、施設の廃止や統廃合・複合化を推進し、公共施設総量の削減に取り組んでまいります。

- 6番（安部一郎君） 5.3%は了解いたしました。維持管理費、継続的な経費についても回答がありませんでした。数字化にして、ぜひとも庁内外に公開して、また議会に示していただきたいと思えます。移住政策、子どもの医療費助成、無料化等の優しいまちづくりは、たくさんの財源の確保が必要だろうかと思えます。見える化を図っていただきたいと思えますが、安部部長、どのようにお考えでしょうか。

- 企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

公共施設のマネジメントの基本方針では、今後30年間の総コストを30%以上圧縮するというところで策定しております。ですので、その維持管理費、運営の維持管理費の、それにプラスしまして維持の更新費、建て替え、あるいは長寿命化、そういった費用を含めて30%削減という非常に高い目標を示しております。そのため、この効果については、長期のスパンで見ないといけないということがありまして、床面積で私ども検証しているところがございます。この床面積につきましては、第4次の行政改革推進計画の改革項目として上げております。それで、その都度この取組については、検証の上公表をして取り組んでおります。

また、この効果額につきましては、中期の財政見通し、当然その中にも反映させながら財政の持続可能性をお示ししながら、公共施設のマネジメントを進めているところでございます。

- 6番（安部一郎君） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、PFI事業と公園用地について質問いたします。公園緑地課、よろしいですか。はい。

今後も公民連携による公園整備を行っていくかどうか、お聞かせください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

現在、上人ヶ浜公園について公民連携事業にて整備を行う手続を進めております。それ以外については、今のところ新規の公園整備の計画はございませんが、今後、公園整備を行う場合は、最もその公園に適した手法にて整備をしたいと考えております。

- 6番（安部一郎君） ここに、「安易な民営化のツケはどこに」という本が出ています。本の内容は何かといいますと、公共施設を民営化、民の資金を使って民で運営する、これがもう破綻しているということです。現にこのPFI事業はイギリスで1992年に生まれました。行政改革の一つの手法であったのですが、今ではイギリスでは廃止となっております。フランスにおいても、やはり民営化にしていた水道局を撤廃し、再公営化して、翌年51億の収益が上がった。これは国連でも評価されております。簡単に言いますと、一部事業者だけがもうけるだけで、市民や利用者がかえって高くつくというものが立証されています。

日本でも、民間手法である指定管理を見直す自治体が出てきました。三重県桑名市では、37件の指定管理を全て直営、公営に戻し、今後の公共施設の在り方を模索しているようです。

公共施設や公園の在り方は、今後また大きく取り上げていきますが、民間に任せて失敗した事例があります。地獄蒸し工房鉄輪の指定管理業者任せのこと、それで不正がありました。それで、温泉においては市営温泉でレジオネラ菌が度々出る、これも一つの問題だろうと思えます。水道局においても指定管理業者の、委託業者の不正がありました。一度、別府市は全てにおいてチェックするべきではないかと思えますので、これはまた改めて指定管理の制度の中で問いただしていきたいと思えます。

それと、この公園は公共施設マネジメントの計画では、29年か28年に立てた計画では、

たしか南立石公園の計画だけが上がっていて、その他の公園については一切触れていなかった。それが突然、鉄輪地獄地帯公園の売却、グランピングの貸付け、別府公園の貸付け、春木川公園、上人ヶ浜と次々と出ていました。

ちょっとお伺いしたいのですけれども、富士見通りを上がっていきます、上がっていきますと、トキハイダストリーがあります。右に大きな公園があるのですけれども、これをまた売るとか貸したりするという計画はありますでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃっている公園は、鶴見園公園だと認識しておりますが、今、鶴見園公園につきまして、今後の整備の計画というのは、今の段階ではございません。

○6番（安部一郎君） これは市民からの問い合わせで、昨日行ってまいりました。実相寺で使った人工芝の何か廃品置場みたいになっていきますので、とても汚いです。使わないなら使わないで、ちゃんときれいにしないと、あの林が全く死に体になっていきますので、一応苦言を申しておきます。

それでは、春木川公園について質問します。この春木川公園、どのような施設ができるのか説明してください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

この春木川公園でございますが、先ほどの計画でございますけれども、平成30年の公共施設マネジメント会議にて公募設置管理制度で事業を行っていくという方針が決まっております。

今回の施設の内容について説明いたしますが、提案内容としましては、公園を一体的に整備する予定となっております。2階部分について説明いたします。まず人工芝のグラウンド、これは広さが少年サッカーができる大きさでございます、フットサルであれば3面取れるという状況です。その横にクラブハウスという建物ができまして、その中には複数の部屋がございます。説明いたしますと、体験学習施設、これは子どもがスポーツを体験できる施設でございます。多目的スタジオ、これはヨガ配信のスタジオと地域住民に集会所としても貸出しができるということでございます。リハビリテーション施設、これはけがや病気、スポーツによる運動障害の回復を目的とした施設です。そしてカフェ、売店が入ります。クラブハウスの横にはふれあい広場が整備され、1階はスーパーマーケット、東側には飲食店と育てる広場があります。駐車場は、東西合わせて合計約200台ということでございます。

○6番（安部一郎君） スーパーマーケットの大きさ、飲食店の規模、その他施設の内容は、具体的には説明できないことですか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

この事業は、今、都市計画の変更をする手続をまず最初に行っておりまして、選定事業者はあくまで選定候補者という状況でございますので、その都市計画の変更が承認されれば選定事業者となりますので、それまではまだ詳細な説明ができない状況です。

○6番（安部一郎君） 今回質問するに当たって公開したところ、過去7年間で一番問合せがありました。ここの広場にやっぱり多目的スタジオとかヨガ教室とか、民間でやっているものが結構ここに入り込んでいる、うどん屋さんとかスーパーとかですね。皆さん、民業圧迫ではないかというような問合せがありました。

行政は、説明責任があるかと思えます。この後、これができることによってどんな経済効果があるのか、これができるに当たってどんな経済ダメージがあるのかというのは、問いただしていきますけれども、ぜひ契約というのですかね、提携が決まりましたら、速やかに内容をお知らせしていただきたいと思えます。

次にまいります。地域の住民や市民の意見聴取について。地域住民や市民の意見聴取に

ついて、行いましたか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

市のほうから住民への意見聴取は行っていませんが、市としましては、地域の課題については認識しております。ただし、この事業は、提案事業者が地域の課題解決等の基本方針を踏まえて提案をしていただく事業となっております。

○6番（安部一郎君） 課長、ちょっと質問があります。地域の課題解決、基本方針。地域の課題とは何でしょうか。

それと、平成30年の2回の定例会、野上議員が、当時の公園緑地課のやり取りの中で、「今後は、この土地をめぐり大分県をはじめ関係機関とともに十分協議・調整をしながら、また市民の皆様の意見を聞きながら慎重に進めていきたい」という答弁を当時の公園課長がしております。なのに、なぜしなかったのか。

それで、これは30年のときに言われた問題提起が、31年、1、2、3年もたっているのに、現状把握をするべきだったのではなかったのでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

地域の課題として市のほうで認識していますのは、以前、議員さんから質問のありましたグラウンドが少ないということと、あと、先ほど言われていました、過去の議員さんが、この地域では買物が非常に不自由な場所であるというところで認識しております。

○6番（安部一郎君） もう一度質問しますね。なぜ地域調査、別府市の意見聴取をしなかったのですか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。今回の公園整備の事業を進めていく手法としましては、提案事業者がこの地域の課題を解決するための提案をしていただくということで事業を進めております。今回、選定候補者となっている事業者が、4社のグループ公募となっております。そのうちの3社は別府市で仕事をしている会社でございますので、その地域の課題等も十分把握した上で提案をしているということで、こちらは認識しております。

○6番（安部一郎君） もう最後ね。当時の課長が、市民の意見を伺いながら慎重に進めていくという答弁があるのですよ。行政は継続ですから、ぜひ物事を進めるときに過去の議会答弁とか、全部一回振り返ってみて物事を進めていただきたい。では、これはもう要望で終わります。物事をつくるのに市民の声や地域の声を聞くというのは、基礎中の基礎ですね。

さっきの話をちょっとしますけれども、さっき、集会所というのがありましたけれども、近くに春木のあの、何というのですかね、春木苑か。あそこには集会所がありますから、その辺との整合性もどう取るかとか、そんなことも今後問題になろうかと思っております。またそのときに質問してまいりたいと思います。

それでは、駐車場について質問いたします。

普通、事業者は商売する場所、駐車場を購入して、また借りて整備して、その支払いをしながら、また固定資産税を払いながら商売をします。今回提示されたうどん屋さんの駐車場がありません。今までの説明によると、駐車場は公共のみんなの施設だから無料では納得がいきません。おまけに24時間オープンな駐車場と聞いています。真夜中、うどん屋さんの利用者以外に誰が利用するのでしょうか。明らかに収益事業に必要な車の台数分は使用料を取るべきだと思います。スーパーとて同じことです。大店舗法で定められた駐車場台数を請求するべきと考えます。

別府市の海の玄関口の花壇を潰してまで必要な駐車場なののでしょうか。地域の問題解決に必要なのは、歩いていけるスーパーだと思います。適切な大きさであろうかと思えます。あまりにも規模がでか過ぎると思えます。また、売場面積においてももう少し減少す

る等の協議はできないでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

今の計画はあくまで計画の認定されたときの条件でございますので、今後、都市計画を変更した後に正式な計画の認定や基本協定の締結を行っていくまでに様々な協議を行っていきますので、その中で要望や指摘事項についても協議を進めていきたいというふうに考えております。

○6番（安部一郎君） 公園は、基本的に建蔽率が12%と聞いています。その範囲となれば民業圧迫になるような施設はできないと思いますが、わざわざ都市計画審議会にかけてこれを公園から外すわけでしょう。そうすると80%になるわけでしょう。それが平米単価120円と175円ですか、とんでもない話だと思います。ぜひ民間事業者の気持ちを酌んでいただきたいと思います。

次にまいります。利用料金について。市民が一番危惧しているのは、貸し付ける公園用地の安さです。平米120円は安過ぎます。普通、事業者は商売する場所、駐車場を購入、また借りて整備して、その支払いをしながら、固定資産税を払いながら商売をします。10号線には5軒のうどん屋さんがあります。これでは不公平過ぎます。まさに民業圧迫です。おまけに、今回は当該地の横にうどん屋さんができます。過去の議会でも使用料が安いのではないかと質問いたしました。北九州では、平米1,000円で貸しています。市長の言う「一円でも高い貸付け」をなぜ行わなかったのか。公募のときに行政側で最低価格を決められるように条例改正が必要ではないでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃっています1平米当たり1,000円という事例でございますが、これは恐らく北九州市の公募設置管理制度の事例だと思いますが、これは公募をかける段階では1平米当たり200円で公募をかけまして、提案事業者が1,000円で提案したという事例でございますので、なかなか別府市では難しい話ではないかなと思います。

公園使用料につきましては、別府市も条例以上の提案をしていただくこととなっておりますが、今のところ条例改正の予定はございませんけれども、今後、公園整備計画の中で公園を取り巻く環境等を総合的に判断していきたいというふうに考えております。

○6番（安部一郎君） 課長、これまでもずいぶんこれは論議させていただきました。僕は国土交通省の本局に聞いてこの問題を提起しました。

そうしますと、資料を御覧ください。今言ったのが、課長が言ったのが、6ページ目にありますね、中段に。使用料に関して条例に関係なく定めることができると書いています。それで、これに対して今の条例ではどうかといたら、今の条例では不備があるということをお伺いしたはずでしょう。それで、それをどうするかというと、何か1行足すことによって条例改正ができる。条例改正ができると、高い金額をもらうことができるという話になったのではないですか。それは本局の答弁も、僕も回答をいただいています。それはどうなりましたか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

議員さんが説明されています件に関してですが、別府市の条例では使用料のみ記載されております。このパークPFI事業で、公募の時点で金額を条例以上で最初から提案するためには一言ですね、例えば「市長が認める場合は」とかいう文章を入れる必要がございます。

先ほども答弁いたしましたけれども、今のところ次のパークPFI事業というような計画はございませんので、またこの計画をする場合には、その公園が例えば町なかにあるのか郊外にあるのか、そういったところも含めて条例の改正等は考えていきたいというふうに考えております。

○6番(安部一郎君) 先ほど、30年の野上議員の発言ではありませんけれども、一円でも高く貸付けをするように努力をしていただきたいと思います。

それでは、公募の内容について質問いたします。

施工業者について、公募の中で市内業者を使う規定があるのでしょうか。実はゆめタウンのときに経済効果が示され、計画による経済効果がうたわれていました。これも当時、長野市長が市会議員のときにそういう質問をされて、浜田さんが答えた経緯があります。それについてお聞かせください。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

公募の指針の中では、そのような規定はございませんが、先ほど言いました計画の認定、基本協定の締結までには様々な協議を行っていきますので、その中では選定業者のほうには伝えていきたいというふうに考えております。

○6番(安部一郎君) 常々市長も言っていますけれども、地域でお金が回る仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。

それでは、今回、アルコールの飲料の提供が可能になっております。それについて理由を説明してください。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

公募設置管理制度、別府市は今回春木川で3例目、上人ヶ浜公園で4例目となりますが、それまでの経験の中で、事業者のほうからアルコールの提供はできるのかという質問がずっと上がっておりまして、その経験に基づいて今回は公募の中にあらかじめアルコールの飲料の提供は可能というふうに記載しております。

○6番(安部一郎君) もう一度聞きますけれども、事業者からアルコールを売っていいかという質問があったというのは、どの時点で。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

今、鉄輪のグランピングのパークPFI、別府市では2例目の事例になるのですが、そちらのほうではアルコールの提供のほうを行っておりまして、その事業を進めていくときに、そのアルコールに関する質問が出ておりまして、3例目、4例目のパークPFI事業の公募にはもうあらかじめ記載していたということでございます。

○6番(安部一郎君) あのね、グランピングのことを言っているのではないのですよ。今回の春木川、サウンディング調査を見ますと、サウンディング調査では大きく分けるとスポーツ施設と福祉施設、それでそれに付随するカフェ、コンビニぐらいしか書いていません。アルコールを販売する施設とかというのはどこもありません。唯一整合性が取れているのが、サウンディング調査では泊まれる公園として要望された団体もあったようですが、それは公募の段階で否定しています。そういう意味でいくと何のためのサウンディング調査だったのかという、実に不自然に思いますが、不自然であるのね。それで、例えば地獄蒸し工房鉄輪ではアルコール禁止なのです。同じ公共施設でありながら何でということですね。

それと、先ほど地域の問題解決は分かっていると言いましたけれども、スポーツ運動公園が足りない。で、スポーツ運動公園ができました。公園で、スポーツ運動公園でアルコールって必要なのですか。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

都市公園の中に整備できる施設としまして定められているのが、都市公園法の中に定められております。その中に飲食店というものがございます。当然その中ではアルコールというものも想定された施設となっておりますので、これは特に問題がないということで認識しております。

○6番(安部一郎君) もう一度聞きます。地域の問題解決の中に買物難民、それとスポー

ツの運動場が足りない。スポーツ公園としての問題意識だと思います。スポーツ公園にアルコール要りますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

今回提案されているものの中でグラウンドというのは整備されるようになっておりますが、それ以外の公園施設としての飲食店等も提案の中には入っております。これは指針の中でアルコールの提供は可能というふうに書いていまして、幅広く提案をしていただくためにその指針の中に記載していたということでございます。

○6番（安部一郎君） では、角度を変えて質問しますけれども、うどん屋さん、アルコールを扱うのですか。

○公園緑地課長（橋本和久君） まだその内容に関しては認識しておりません。

○6番（安部一郎君） そのうどん屋さんも24時間営業と聞いています。その辺の管理体制をしっかりともらわないと、事故があったときの責任があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、審査について質問いたします。

調査会において審査に問題があったのではないかとと言われていましたが、事前聞き取りで問題はないとの、法律顧問の話ということで問題ないということでしたね。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

特にそれは問題はございません。適切に選定されております。

○6番（安部一郎君） では、ここでは詳しく言及しませんが、公平・公明の観点から審査に誤解を与えることのないように、過去の大型商業施設ゆめタウンのときも審査のときに大問題になりました。ぜひ、そういう工夫を今後考えていただきたいと思ひます。

次にまいります。別府市適正化計画についてということなのですが、7枚目の資料を見てください。一番最後ですね。上に19年、大型商業施設が北浜にオープンしまして、1,600あった事業所が、24年のときには1,100、約500件減りました。売場面積も当時17万、今、28年度は18万、完全なオーバーストア状態です。そして、それを整理して書かれたのだらうと思ひますが、別府市適正化計画の令和3年3月につくられた図表がござひます。「現況」、大型商業施設、図書館等が中心部に存在します。「このままだと」、大型商業施設は閉店し、商店街の衰退が始まる、そういう認識がちゃんとあるようです。「将来像」としては、大型商業施設を維持して商店街の活性化を図ると。

ここで、長野市長が市会議員のときに浜田市長に詰め寄ったとてもすばらしいやり取りがありますので、読み上げたいと思ひます。平成21年第2回定例会で長野市長が、浜田市長に対して、「大型商業施設の飽和状態というのが、この別府市の状況であります。私も最新の調査をしておりますけれども、以前、イズミの進出のときに調べた状況の中では、全国のワースト20位ぐらいに入っていました。それから中山別荘の跡でありますとか、トライアルもできました。いろいろな大型商業施設と言われるものが、別府市の中であれから4店、5店と増えております。恐らく最新調査をした場合には、ワースト10に入るような状況、大型商業施設の飽和状態というような状況があるのではないかとこのように思ひます。私は、創世会会派として市長に陳情・要望書を提出したところですが、中小企業の支援というものをきっちり担保してほしいということで、その別府市としての支援を明確にしてほしいということを要望したけれども、結果としてはそういうふうになっておりません」というふうに書いております。

また、併せて20年の第1回の定例会では、「お店は従業員を減らしてコストダウンに走る。その結果、店の面積は増えているのに商業の雇用は減っていく。以上をまとめて、どんどんと店舗面積が増える、しかし従業員は減っていく、そして課税対象所得額も減っていくというデータが出ております。課税対象所得額が減っていくことは、これは別府市の

税収に直結をする問題です。この中、たった一つ伸びている業界があります。それは何でしょうか。それはコンビニです。コンビニだけはどんどん成長しております。」

ここに、言ったとおりのことが起きました。そして、現在、このコンビニのことを書いておりますけれども、そのコンビニが、上人の商店街には4つ、5つかできて、今、まちの機能としています。しかし、そのコンビニも野菜を置いたり、いろいろ工夫しながら置いているのですけれども、今回の出店者は24時間営業と聞いております。非常に商業者にとって厳しい環境があろうかと思えます。

それで別府市について、影響についてお伺いしたいと思います。

(答弁する者なし)

○6番(安部一郎君) では、改めてもう一回聞きましょう。では、具体的に聞きましょう。

春木川公園整備の大規模小売店設置による交通渋滞など、生活環境や商業調査は行ってないということですが、ゆめタウンができたときは調査を行っています。今回も調査をしていただけませんか。まちづくりを進めていく上では数字的根拠を持ってやらないと、まちは崩壊の一途になると考えています。いかがでしょうか。

○産業政策課長(竹元 徹君) お答えいたします。

春木川公園整備事業に係ります周辺地域の小売業等への影響調査につきましては、実施はしておりませんが、当該地は別府市立地適正化計画におきまして、生活拠点の石垣地区と別府大学駅周辺地区の間辺りに位置をします。当該地が含まれます別府国際観光港周辺拠点につきましては、観光拠点として生活に必要な施設が少なく、また、にぎわいの創出に向けた観光・商業等の複合的な機能の集積を図ることが方針として示されております。加えて、今回の事業提案者は、地域の社会的課題を知るため住民の意向を調査し、その課題の解決策として今回の提案がなされたと聞いております。

なお、本事業におきます交通量や騒音等の生活環境の配慮につきましては、大規模小売店舗立地法が求めます大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項でありますので、県への新設の届出に伴い設置者が調査を行うものになり、大規模小売店舗立地法に基づきます本事業に関してその他調査は、現在、行う予定はございませんが、別府市内におきます市民の買物の現状・状況を知る上で、データは今後必要になってくると考えております。

○6番(安部一郎君) 何回かのやり取りで、ここまで来ました。聞くところによると、市長が勉強会に入ってくれてこの答弁を書いたと安心してあります。最後のくだりなんか全然変わって、前向きに対応してくれるということなので、ぜひともしていただきたいと思えます。

市長ね、僕は思うのですけれども、ゆめタウンのとき、一緒に戦いました。それで、そのときのやっぱり職員さんがみんな退職されちゃって、この大型商業施設の問題をする職員さんが、問題意識がちょっとないのですね。市長が過去にも言っていますけれども、利便性だけ追求していくとまちは崩壊する、コミュニティも崩壊するというのが、過去にもありますし、そのとおりに今なっています。ぜひともそういう意味で指導力を発揮していただいて、今の職員さんに与える影響とか、ぜひ教えてあげていただきたいと思えます。その上で、次の質問にまいりたいと思えます。(発言する者あり) あ、後でまとめて質問します。

それでは、総合計画には中心部のことはにぎわいの創出ぐらいしか触れていません。にぎわい創出をするために何をするのか、具体的な計画が全くありません。商業調査では、ゆめタウンができてから、平成19年から26年の7年間の間に約500軒の商店が減り、オーバーストアの状態であります。5,000平米、想像すると5,000平米ぐらいの大型商業施設ができるということですが、中心部の活性化についてどのように考えていくか、軸になる政策が全く見てとれません。何か一つの考えがあるのなら聞かせてください。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

中心市街地につきましては、全国的に今都市の人口規模にかかわらず居住人口や事業者数が減少傾向にありまして、同時期の商業統計調査から大分県全体を見ましても、同規模の約4,300件の事業者が減少をしております。中心市街地の機能低下が見られるところでございます。背景には、自動車依存型の生活スタイルへの変化に加えまして、主要施設や大型商業施設などの集客施設の郊外への移転・出店増加などもあり、中心市街地の再生の課題として認識をしております。

中心部の活性化に向けましては、これまでも空き店舗や老朽化したアーケード対策、「べっぴまちなか地域活性化フェスタ」や流川通りの魅力発信事業などの商店街活性化事業などに市としてもサポートを行い、引き続きサポートしていかねばならない課題と考えております。

また、市内には中心部以外にも幾つかの商店街振興組合や商工連合会、通り会などがございます。中心部も含めまして全ての振興組合、商工連合会、通り会などの課題に対して行政主導ではなく、まずは各振興組合や商工連合会、通り会などが自ら様々なアイデアを出していただき、そこに行政も一緒になってパートナーとしてしっかりとやっていきたい、取り組んでいきたいと考えております。

○6番（安部一郎君） 松川部長、産業政策課の課長が、商店街に足を運んだことはほとんどありません。僕の記憶では2回ぐらいしかありません。現在、中心部活性化協議会というのもなくなくなりました。商店街対策なる会議体もありません。ぜひ会議体をつくっていただきまして商店街対策をしていただきたいと思います。いかがお考えですか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えをいたします。

答弁が重なるかもしれませんが、初めに、今後、別府市全体における市民の買物の現状や状況を知るためのデータは得る必要があると考えております。他方、現在、市内には中心市街地も含め亀川や鉄輪、鶴見や浜脇などに商店街や通り会があり、全体で15の商店街や通り会、600近くの方の皆様がいらっしゃいます。まずは各商店街や通り会などの皆様が、自らの様々なアイデアや取組・考えを出していただき、そこに行政も一緒になって取り組む仕組みづくりが必要になってくるのではないかとこのように考えております。

○6番（安部一郎君） どうぞよろしくお願いいたします。先ほど触れましたけれども、大型商業施設ができることに当たって、ゆめタウンのときは流川マルショクが一旦なくなり、春木川マルショクもなくなり、石垣マルショクもなくなり、ダイエーがなくなり、近くのスーパー、亀川もなくなりました。それで何が起きたかという、実は今まで歩いていけた地域のスーパーが全部なくなっちゃった。もし、今回これができて、実際ここは歩いていけません、車ですよ。また、そこで経済活動が生まれれば、5億、10億の売上げがあれば、地域の5億の売上げがなくなるということです。そして、今ある上人のマルショクであったり、石垣にあるほかのスーパーであったり、その辺がまたなくなる可能性もあるのです。あの中で、スーパーが来ることには全然問題ありませんけれども、やっぱり規模感が問題にあらうかと思っておりますので、ぜひ協定の段階で話をさせていただきたいと思っております。

それでは最後、市長に。これが平成19年に、第4回の定例会で市長が言ったことです。これに僕は感銘して、政治に入った一つであります。

「浜田市長、一度立ち止まって別府市の景観とか別府市の今後のいわゆるまちづくりの方向性の基礎をしっかりと定めたまちづくり条例、これが別府のまちづくり条例ですよというものをしっかりと合わせた中で策定を私はできればしていただきたいというふうに思っております。全国どこでもあるようなものが別府に残って、本当に残さなければいけないものを別府市は次々と失っているように私は思うのです。市長の言われる『ONSENツ

リズム』、また『協働のまちづくり』、『住んでよし、訪れてよしのまちづくり』、こういったものは、全国どこでもある金太郎あめのような、こんこん、こんこんと切ってどこからでも同じような顔が出てくるようなまちをつくることでは私はないのだというふうに思っています。ぜひともこういった取組も今後力を入れていただきたい」というやり取りをしています。

僕は、市長のここの公約でもありますように、生活者と地域に根ざした店舗を守る、大型商業施設の誘致を防ぐことで地域の店を守る。僕はまだ変わっていないと思いますので、市長の見解を聞かせてください。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

懐かしいなというふうに思いますね。当時の安部一郎さんが今議員になって、私は市長になってということで、立場は違えども、今言われたことは全く私も思いは変わりません。

私の使命としては、あれから十数年たって、いろいろと状況も変化をしました。その当時の状況とは、本当に大型商業施設も次々と増えてきました。そういう大型商業施設の存在さえも今厳しいという状況になってきています。具体的に一つのを解決しようとしたときに、違う問題もまた生まれてくるというふうに市長になって実感をしています。そういう思いをいさながら、できるだけ地元にお金が流れるようにと、また、これからそのシステムづくりにも具体的に今年度、来年度予算でも皆さん方に御提案をさせていただいておりますけれども、そういうシステムづくりをしっかりとやっていきたいというふうに思っていますし、言われるようにいろいろとデータに基づいたしっかりとした政策というものを皆さん方に見える化をしてやっていくと、これも本当に重要なことだというふうに思っています。

できる限り県外からの大型施設というのは、それは当然来ないほうが私はいいいというふうに思っていますが、ただ状況によっては、今回のパークPFIなんかの状況によっては、そこを排除してはなかなか事業が成り立たないというようなこともあります。一つ一つ課題に果敢に挑戦をして向き合って解決をしていくという使命が私にはあります。しっかりと、100%納得が得られるか分かりませんが、私はその思いはいまだに変わってはおおりませんし、しっかりとできるだけ皆さん方にオープンに理解していただけるように取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○6番（安部一郎君） ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、具体的な提案がございます。今言った、市長の今答弁の中にありましたように、大型商業施設、中心部でいったらトキハさんが、今非常に苦しい状況なのです。空きスペースがたくさんあります。あそこに空きスペースを有効にするような手立てが何かないかな。と思ひましたら、別府市はニューライフプラザがなくなつたおかげで教室がちょっと不足しています。ああいう中心部に教室をつくる補助金を出してもらつて、トキハの5階、6階なんかにそういう習い事ができるスペースであつたり、教室をつくつていただくと、また市民も喜ぶし、また、シャワー効果によつてそこに来た人たちが商店街に流れて一つの軸になろうかと思ひますので、様々な工夫が考えられると思ひますので、ぜひチームをつくつていただいて対応していただきたいと思ひます。

それでは、次にまいります。さつと行きます。貸付けのルールについて質問いたします。

実はこれも当時、野上議員が、貸付けについて当時の課長とやり取りをしています。公有財産ではちゃんとしたルールが、処分に対してはあるのだけれども、貸付けについてルールはないと。そのルールはつくりませんかというやり取りです。そうしたら、検討すると言つて、もう何年もたつています。これはどのようになつていますか。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

貸付け・売却に関するルールにつきましては、別府市財産活用基本方針を定めておりま

すが、これにつきましては、昨年、令和3年の5月に見直しも行っています。また、今後
も引き続き適宜見直しを行っていきたいというふうに考えております。

- 6番（安部一郎君） 私のほうが具体的に言いますと、別府市財産活用基本方針では、貸
付けに関して面談記録や協議記録の整備ルールはございません。処分に関しては、市有財
産の売却に関わる関係整備について項目を新設しています。市有財産の売却について各部
長等は、面談記録や協議録などを整備し、売却の意思決定がなされるまでの公正性や透明
性を確保するように努めています。ぜひ同じルールでやっていただきたいと思います。

ということで、最後のスポーツに関しては、また改めて時間を割きたいと思っておいま
す。これは、松崎副市長にお願いしていた案件ですけれども、報告書が現場から上がって
いると思いますけれども、スポーツの、今回、春木川とは一致するのですけれども、スポー
ツの運動公園がどうも不足しているようです。

そして、今僕が調べた中で一番候補地としていいのが、東山のグラウンドが今でもすぐ
使える状況でありますので、そこから着手していただきたいと思います。

松崎さん、何かあれば。よろしく申し上げます。

- 副市長（松崎智一君） お答えします。

本件の議論につきましては、9月議会、12月議会でも議員から御質問をいただきまして、
私のほうでもスポーツ施設としての利用、またスポーツ施設以外のものに関しましては、
今、住民の方、観光客の方、様々な方が御利用いただいている施設の中で、そういった
利用実態等を踏まえ議論していく必要があると申し上げました。

議員からも御指摘ありましたとおり、例えば建設部であったり、いきいき健幸部であつ
たり、教育部であったり、様々な所管にまたがるものもございますので、私のほうからそ
ういった所管をまたがって議論をしていくことを検討させておりまして、また改めて御報
告しようと思っております。

- 6番（安部一郎君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。社会体育に移行するよう
でございますから、場所も併せて検討してください。

以上、安部一郎の質問を終わります。

- 議長（松川章三君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本
会議は、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よつて、本日の一般質問はこの程度で打ち
切り、次の本会議は、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時10分 散会